

電気料金その他の供給条件

●お客さまが日本瓦斯株式会社（以下「当社」といいます。）と電気需給契約のお申込みをされる際の主要な料金その他の供給条件は、下記のとおりとし、エリアの記載がない項目は、東京および中部エリアに適用いたします。お客さまのご理解とご承諾をお願いします。

なお、電気需給契約の詳細は、「電気需給約款[低圧] および電気需給約款[低圧]（中部エリア）（以下「需給約款」といいます。）」に掲載・公表しており、当社のホームページ（<https://www.nichigas.co.jp/>）上からご確認ください。

特定商取引法に基づく表記

1. 販売価格	重要事項 8、9
2. 代金の支払い時期、方法	重要事項 1 1
3. 商品の引渡時期	重要事項 5
4. 商品（指定権利）の売買契約の申込みの撤回又は解除に関する事項	重要事項 1 2
5. 事業者の氏名、住所、電話番号	重要事項の「販売事業者について」
6. 事業者が法人であって、電子情報処理組織を利用する方法により広告をする場合には、当該販売業者等代表者または通信販売に関する業務の責任者の氏名	重要事項の「販売事業者について」
7. 申込みの有効期限があるときには、その期限	重要事項 2
8. 販売価格、送料等以外に購入者等が負担すべき金銭があるときには、その内容およびその額	重要事項 1 5、1 6
9. いわゆるソフトウェアに関する取引である場合には、そのソフトウェアの動作環境	重要事項 1 9
10. 商品の販売数量の制限等、特別な販売条件（役務提供条件）があるときには、その内容	重要事項 1

重要事項

販売事業者について

<販売事業者（電力小売事業者）>	
会社名	日本瓦斯株式会社 代表取締役社長執行役員 柏谷 邦彦
住所	東京都渋谷区代々木 4 丁目 31 番地 8 号
電話番号	03（5308）2121
営業日・営業時間	平日 9：00～17：30
メールアドレス	soenekikaku@nichigas.co.jp
ホームページ	https://www.nichigas.co.jp
小売登録番号	A0440

1. 契約要件、契約の成立、契約期間

(1) 当社との需給契約の締結は、原則として、以下のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまを対象とします。

①同一の需要場所において、ガスおよび電気の供給を当社から受けること。

②電気料金とガス料金を継続的に一括して支払っていただけること。

③当社が電磁的方法により提供するサービス（以下「マイニチガス」といいます。）の適用を受けること。

ただし、電気単独での需給契約の締結は、電灯メニューであること、お客さまの需要場所が当社のガス供給エリア内であることおよび上記③を条件といたします。

(2) 需給契約は、お客さまからのお申込みに対し、当社が承諾したときに成立します。

(3) 契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までとします。

- (4) 需給契約先を他電力会社から当社に変更し、現在のご契約を解約したことに伴って、お客さまにおいて次のような事象が発生する場合があります。お客さまがご契約されている内容をご確認のうえ、予めご注意ください。
- ・ ご契約中の料金プランの内容で、再度、ご契約することができなくなる場合があること。
 - ・ ご契約されている電力会社から、解約違約金等を請求される場合があること。
 - ・ ご契約中の電力会社が提供しているポイント等の特典が失効する場合があること。
 - ・ 継続利用期間に応じた割引を受けているとき、継続利用期間が消滅する場合があること。
 - ・ ご契約の解約までの契約期間中における電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる場合があること。

2. お申込みの有効期限

お客さまがこのサイトにおいて、お申込みを完了された日から6ヶ月間とします。

3. お客さまへのご通知の方法

当社は、毎月の電気使用量や料金明細、電気に関する各種お知らせを、当社のアプリケーションサービスである「マイニチガス」またはホームページにてお客さまにご案内します。

4. 供給電気方式、供給電圧、周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、当該一般送配電事業者の託送供給等約款で定める標準周波数とします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

5. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約のお申込みを承諾したときには、需給開始に必要な手続きを経たのち、需給開始日より電気を供給します。この場合の需給開始日は、以下のとおりとします。
- ・他の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する電気の計量日とします。
 - ・引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの小売事業者とも需給契約が無い状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむを得ない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかとなった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給します。

6. 二酸化炭素排出係数について

- (1) でガ割007は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を100%使用し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）がゼロの電気を供給いたします。
- (2) (1)に関わらず、以下の場合は、非化石証書の適用が100%とならないこと、またはCO2排出量が実質的にゼロとならないことがあり、これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負わないものといたします。
- イ でガ割007をご契約のお客さまの使用電力量が当社の計画を超えて急増し、あらかじめ当社が調達した非化石証書の量を上回った場合
 - ロ 非化石証書の調達状況が悪化した場合
 - ハ 天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合

7. 契約電流、契約容量

- (1) でガ割でんき1、でガ割でんき1（中部エリア）
- ご契約の電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかから、お客さまのお申込みによって定めます。この場合、原則として、契約電流に応じてアンペアブレーカーまたは電流を制限する計量器を設置します。
- (2) でガ割でんき2、でガ割でんき2（中部エリア）
- ご契約の容量は、原則として、6kVA以上とし、予めお客さまにご用意いただく契約主開閉器の定格電流をもとに算定します。
- (3) でガ割007〔アンペア契約〕、でガ割007〔アンペア契約〕（中部エリア）
- ご契約の電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかから、お客さまのお申込みによって定めます。この場合、原則として、契約電流に応じてアンペアブレーカーまたは電流を制限する計量器を設置します。
- (4) でガ割007〔kVA契約〕、でガ割007〔kVA契約〕（中部エリア）

ご契約の容量は、原則として、6 k V A以上とし、予めお客さまにご用意いただく契約主開閉器の定格電流をもとに算定します。

(5) でガ割でんき〔動力〕、でガ割でんき〔動力〕(中部エリア)

ご契約の電力は、原則として、50 k W未満とし、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

8. 料金表 (東京エリア)

(1) でガ割でんき 1・2 に関する料金表 (税込) は、下表のとおりとします。

基本料金	でガ割 でんき 1	契約電流 10 アンペアにつき (契約電流 15 アンペアの場合)	311.75 円 (467.63 円)
	でガ割 でんき 2	契約容量 1 k V Aにつき (6 k V A以上から契約可)	311.75 円
電力量 料金	定額料金	最初の 200kWh まで	6,720.00 円
		200kWh をこえ 300kWh までの 1kWh につき	35.10 円
		300kWh をこえる 1kWh につき	38.70 円

※「でガ割もふもふ 1・2」の料金その他の供給条件は、「でガ割でんき 1・2」の料金その他の供給条件を適用するものとします。

(2) でガ割 0 0 7 [アンペア契約]・[k V A契約] に関する料金表 (税込) は、下表のとおりとします。

基本料金	でガ割 0 0 7 [アンペア契約]		契約電流 10 アンペアにつき (30 アンペア以上から契約可)	311.75 円
	でガ割 0 0 7 [k V A契約]		契約容量 1 k V Aにつき (6 k V A以上から契約可)	311.75 円
電力量 料金	昼 間	定額料金	最初の 100kWh まで	3,155.00 円
		従量料金	100kWh をこえ 200kWh までの 1kWh につき	36.38 円
			200kWh をこえる 1kWh につき	40.70 円
	夜 間	従量料金	0 時から 7 時までの 1kWh につき	36.10 円

(3) でガ割でんき〔動力〕に関する料金表 (税込) は、下表のとおりとします。

基本料金	契約電力 1 k W につき	1,060.00 円
------	----------------	------------

電力量 料金		夏季料金	その他季 料金
	第 1 段階使用量までの 1 k W h につき	27. 32 円	25. 75 円
	第 1 段階使用量をこえる 1 k W h につき	35. 35 円	34. 35 円

なお、でガ割でんき〔動力〕の第 1 段階使用量とは、契約電力に 100 時間に乗じた電力量とします。

9. 料金表（中部エリア）

（１）でガ割でんき 1・2（中部エリア）に関する料金表（税込）は、下表のとおりとします。

基本料金	でガ割でんき 1	契約電流 10 アンペアにつき (契約電流 15 アンペアの場合)	300. 00 円 (450. 00 円)
	でガ割でんき 2	契約容量 1 k V A につき (6 k V A 以上から契約可)	300. 00 円
電力量 料金	定額料金	最初の 200kWh まで	4, 775. 00 円
	従量料金	200kWh をこえ 300kWh までの 1kWh につき	24. 33 円
		300kWh をこえる 1kWh につき	26. 82 円

※「でガ割もふもふ 1・2（中部エリア）」の料金その他の供給条件は、「でガ割でんき 1・2（中部エリア）」の料金その他の供給条件を適用するものとします。

（２）でガ割 0 0 7〔アンペア契約〕・〔k V A 契約〕（中部エリア）に関する料金表（税込）は、下表のとおりとします。

基本料金	でガ割 0 0 7 [アンペア契約]		契約電流 10 アンペアにつき (30 アンペア以上から契約可)	300.00 円
	でガ割 0 0 7 [k V A契約]		契約容量 1 k V Aにつき (6 k V A以上から契約可)	300.00 円
電力量 料金	昼 間	定額料金	最初の 100kWh まで	2,240.00 円
		従量料金	100kWh をこえ 200kWh までの 1kWh につき	26.45 円
			200kWh をこえる 1kWh につき	30.07 円
	夜 間	従量料金	0 時から 7 時までの 1kWh につき	25.55 円

（３）でガ割でんき〔動力〕（中部エリア）に関する料金表（税込）は、下表の

とおりとします。

基本料金	契約電力 1kW につき	1,120.00 円	
電力量 料金		夏季料金	その他季 料金
	第 1 段階使用量までの 1kWh につき	16.40 円	14.90 円
	第 1 段階使用量をこえる 1kWh につき	23.40 円	21.90 円

なお、でガ割でんき〔動力〕（中部エリア）の第 1 段階使用量とは、契約電力に 80 時間に乗じた電力量とします。

10. でんき・ガスセット割

（１）以下の条件を満たすお客さまで、当社との協議が整った場合に、でんき・ガスセット割を適用します。

当社の需給約款にもとづく需給契約により、当社が指定する契約メニュー（当社ホームページにおいてお知らせします。）が適用されていること。

（２）でんき・ガスセット割の成立および契約期間

①でんき・ガスセット割は、次の場合に成立いたします。

イ 需給約款にもとづく電気の需給契約を契約され、当社との協議が整ったとき

ロ 当社のでガ割でんき〔電灯単独〕にもとづく電気の需給契約を契約中のお客さまが、同一の需要場所において、当社とのガス小売契約または液化石油ガス販売契約を締結し、当社との協議が整ったとき

②契約期間は、次のとおりです。

・契約期間は、でんき・ガスセット割が成立した日から、でんき・ガスセット割が成立した際に現に契約している電気の需給契約の契約期間終了日までとします。

（３）でんき・ガスセット割引額

1 契約につき 300 円（税込）、各月の電気料金から差し引きます。ただし、差し引いた結果が負となる場合には、電気料金を 0 円とします。

11. 請求金額の計算方法等

（１）請求金額等のご案内

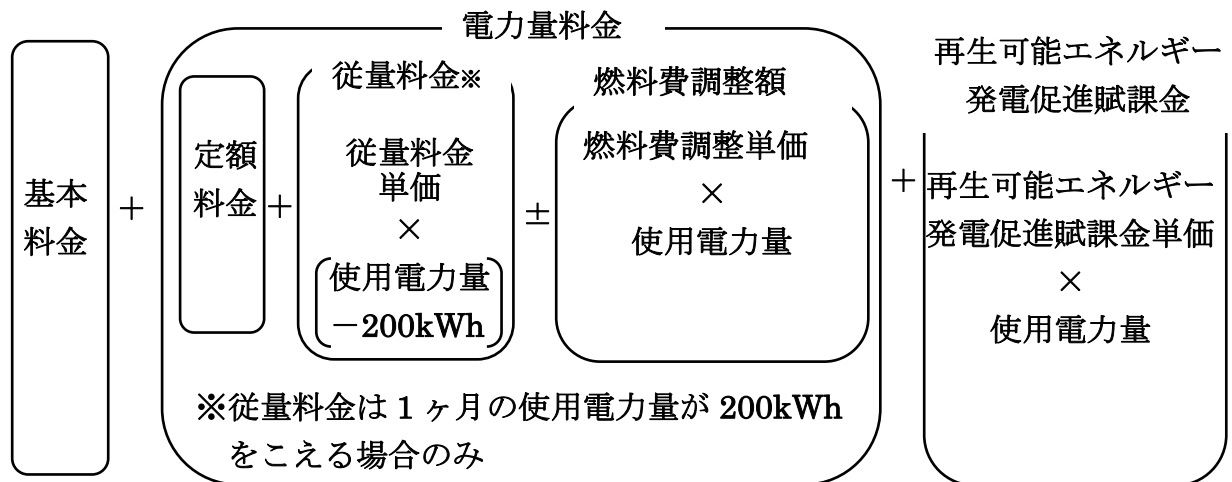
月々の使用電力量、請求金額等については、当社の「マイニチガス」またはホームページを通じてご案内します。

（２）料金の計算方法

①でガ割でんき 1・2、でガ割でんき 1・2（中部エリア）

契約電流または契約容量の大きさで決まる基本料金と、使用電力量に応じて計算する電力量料金（使用電力量が 200kWh までは定額料金とします。）に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算します。なお、電力量料金には、後述の燃料費調整額が含まれます。ただし、まったく電気を

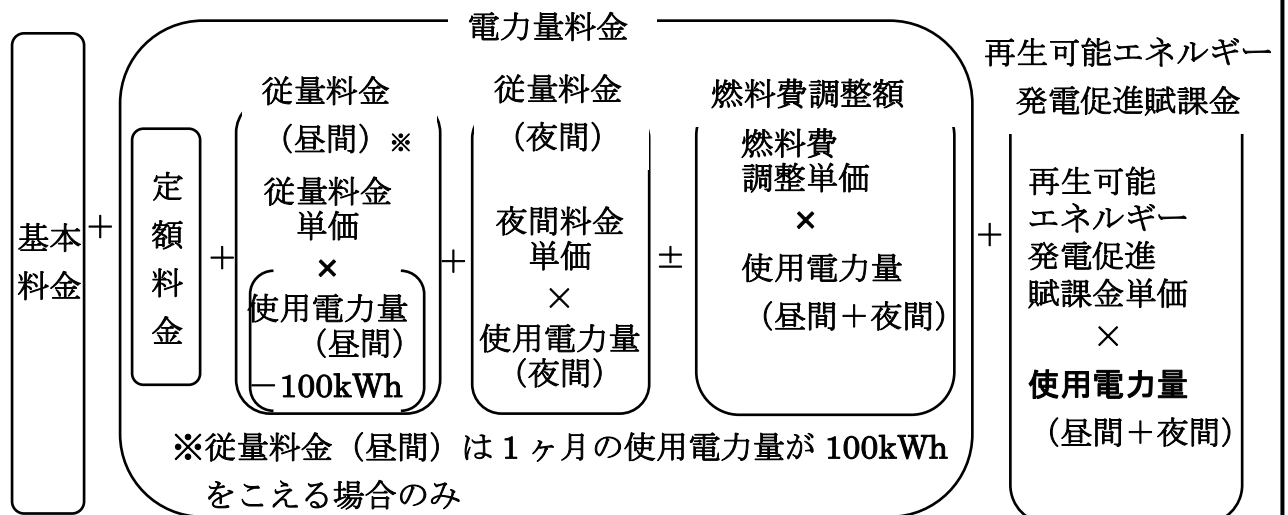
使用しない場合の電気料金は、基本料金の半額に定額料金を加えたものとなります。また、10（でんき・ガスセット割）を適用する場合、各月の電気料金から300円（税込）差し引きます。



※別途でんき・ガスセット割 300 円（税込）を差し引きます。

②でガ割007〔アンペア契約〕・〔kVA契約〕、でガ割007〔アンペア契約〕・〔kVA契約〕（中部エリア）

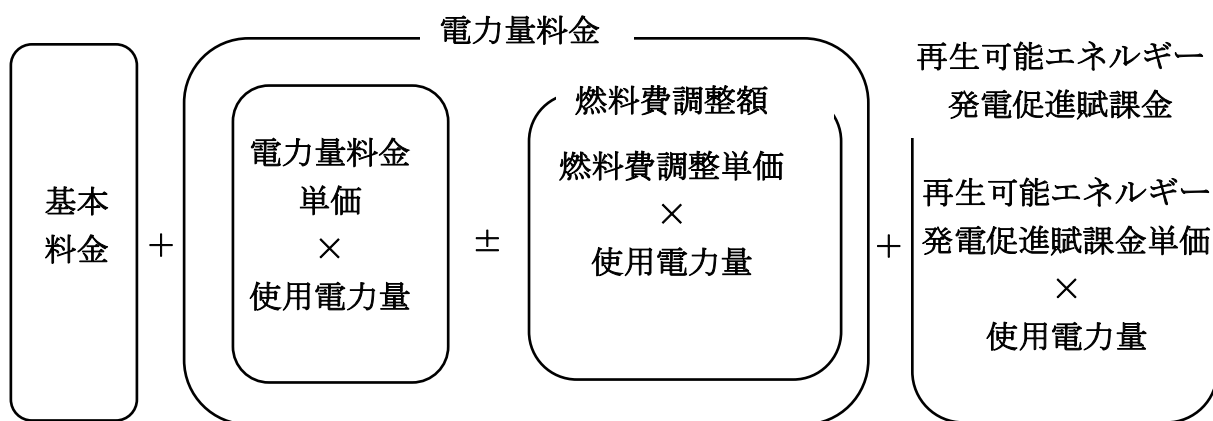
契約電流または契約容量の大きさで決まる基本料金と、使用電力量に応じて計算する電力量料金（昼間使用電力量が100kWhまでは定額料金とします。）に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算します。なお、電力量料金には、後述の燃料費調整額が含まれます。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は、基本料金の半額に定額料金を加えたものとなります。また、10（でんき・ガスセット割）を適用する場合、各月の電気料金から300円（税込）差し引きます。



※別途でんき・ガスセット割 300 円（税込）を差し引きます。

③でガ割でんき〔動力〕、でガ割でんき〔動力〕（中部エリア）

契約電力の大きさで決まる基本料金と、使用電力量に応じて計算する電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算します。なお、電力量料金は、当月料金の検針日が7月、8月、9月に属する場合には夏季料金、その他の月に属する場合にはその他季料金を適用し、後述の燃料費調整額が含まれます。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は半額といたします。また、10（でんき・ガスセット割）を適用する場合、各月の電気料金から 300 円（税込）差し引きます。



※別途でんき・ガスセット割 300 円（税込）を差し引きます。

④燃料費調整額

・燃料費調整額は各月の燃料費調整単価に使用電力量を乗じて算定いたします。

・燃料費調整単価は、燃料価格の変動に応じて毎月変動する燃料価格により算定いたします。なお、燃料費調整単価には上限がありません。

・毎月分の燃料費調整単価はホームページ

(<https://www.nichigas.co.jp/>) にてお知らせいたします。

・燃料費調整単価は、下記の通り算定いたします。

燃料費調整単価

= (平均燃料価格※－基準燃料価格) × 基準単価 ÷ 1,000

※ $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ 。なお、 $A \cdot B \cdot C$ は各平均燃料価格算定期間における、(A) 平均原油価格(k1)、(B) 平均LNG価格(t)、(C) 平

均石炭価格(t)をいいます。

燃料費調整諸元		単位	東京エリア	中部エリア
基準燃料価格		1kl	86,100 円	45,900 円
換算係数	α (原油)	－	0.0048	0.0275
	β (LNG)	－	0.3827	0.4792
	γ (石炭)	－	0.6584	0.4275
基準単価 (税込)	低圧	1kWh	0.183 円	0.233 円

(4) 料金の算定期間

料金の算定期間は、原則として、前月の計量日から、当月の計量日の前日までの期間を対象とします。なお、計量日とは記録型計量器（以下「スマートメーター」といいます。）に使用電力量等が記録される日で、地区番号を基準に毎月一定の日（お客さまによって異なります。）となります。ただし、お客さまが電気の使用を開始（または廃止）した場合や、契約内容の変更等により料金に変更があった場合は、使用日数に応じて日割計算をします。

(5) 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、一般送配電事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって、これを定めます。また、スマートメーターの設置が新しいプランへの切替日以降になる場合、スマートメーターが設置されるまでの期間における 30 分ごとの使用電力量は、計量された使用電力量を均等に配分してえられる値とします。

(6) 料金の支払義務および支払期日

お客さまの料金の支払義務は、原則として、託送供給等約款に定める検針日（以下「検針日」といいます。）の翌月の当社のガス料金の支払義務発生日に発生します。ただし、検針日に検針が行われないなどの事情により、当該一般送配電事業者から検針の結果等を検針日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針の結果等を受領した日の翌月の当社のガス料金の支払義務発生日とし、需給契約が消滅した時点で支払義務の発生していない料

金がある場合の当該料金の支払義務発生日は、原則として、ガス供給を継続していた場合の翌月の当社のガス料金の支払義務発生日とします。

また、お客さまの料金は、支払期日までにお支払いいただきます。支払期日は、支払義務発生日が属する月の当社のガス料金の支払期日とします。なお、当社とのガス小売契約がない場合は、検針日の翌月にマイニチガス上で電気料金をお知らせした日に料金の支払義務が発生し、支払義務発生日の属する月の末日を支払期日とします。

(7) 料金の支払方法

料金は、原則として、口座振替またはクレジットカード払いのうち、お申込み時に指定いただいた方法でのお支払いとなります。ただし、当社が認めた場合は、払込票によりお支払いいただくことがあります。この場合、原則として発行手数料をご負担していただきます。

12. お客さまからの申出による需給契約の変更・廃止

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、1（契約要件、契約の成立、契約期間）に定める場合に準ずるものとします。

なお、料金メニューの変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期とします。

- (2) お客さまが、引越し等の理由により需給契約を廃止される場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

- (3) 他の小売電気事業者への契約切り替えにより需給契約を廃止される場合は、新たな小売電気事業者に対して契約のお申込みをしていただきます。この場合、当社は、当該小売電気事業者からの依頼を受け、お客さまと当社との需給契約を廃止するために必要な措置を行います。

13. 当社からの申し出による契約の解除

- (1) お客さまが、以下のいずれかに該当する場合、当社は、需給契約を解約することがあります。

- ・料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・当社が定める需給約款および各プランの供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、その他需給約款および各プランの供給条件から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (2) お客さまが以下のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めていただけない場合には、契約を解約することがあります。

- ・お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ・電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ・その他、当社が定める需給約款および各プランの供給条件の内容に反した場合

- (3) 契約を解約させていただく場合には、予め解約日をお伝えします。

14. 託送供給約款の遵守

- (1) お客様の土地または建物への立ち入りおよび調査

計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客様の電気工作物の検査等を実施するべく、一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- (2) 保安に対するお客様の協力

お客様が、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡くださいますようお願いいたします。

- ・電気の供給に必要な電気工作物（電気の引込線や計量器等）に異状もしくは故障があり、または生じるおそれがある場合
- ・お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

- (3) 供給の中止または使用の制限もしくは中止

一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき、次の場合にはお客様に電気のご使用を中止、または制限させていただく場合があります。

- ・一般送配電事業者およびお客様の電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
- ・一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事でやむをえない場合
- ・その他保安上必要がある場合

- (4) その他、お客様は託送供給等約款に定める事項を遵守していただきます。

15. 工事費負担金等相当額の申受け等

当社は、一般送配電事業者からお客様への電気の供給に係る工事等にもなう工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、一般送配電事業者の工事着手前に申し受けます。

16. 違約金

- (1) お客様が、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1) の免れた金額は、当社が定める供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額とします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6か月以内で当社が決定した期間とします。

17. 信用情報の共有

当社は、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他の小売電気事業者へ提供する場合があります。

18. その他

- (1) 上記に記載のない事項の取扱い、当社が定める需給約款および各プランの供給条件によります。
- (2) 「でガ割もふもふ1・2」の料金その他の供給条件は、「でガ割でんき1・2」の料金その他の供給条件を適用するものとします。また、「でガ割もふもふ1・2（中部エリア）」の料金その他の供給条件は、「でガ割でんき1・2（中部エリア）」の料金その他の供給条件を適用するものとします。
- (3) 当社は、需給約款および各プランの供給条件の内容を変更することがあります。この場合、当社のホームページ等を通じ、予めご案内します。
- (4) 需給約款および各プランの供給条件の内容は、当社のホームページ等で確認することができます。
- (5) 当社またはお客さまが契約内容を変更または更新する場合、当社のホームページまたは「マイニチガス」のサービスを通じて、変更または更新後の契約内容のみをお知らせします。なお、変更または更新とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

19. ソフトウェアを使用するための動作環境

このサイトはインターネットを通じたサービスをご利用いただくものであるため、お客さまの端末機器などの動作環境は問いません。

20. 各種手続き、お問い合わせ

契約内容の変更・解約、お問い合わせは、各種手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、小売電気事業者の変更に伴って契約を解約する場合は、一般送配電事業者への託送契約の申込みが必要となるため、お早めに手続きをお願いします。

- 当社は、個人情報保護法その他の関係法令を遵守し、以下の利用目的でお客さまの情報を適切に取り扱います。お客さまは、かかる利用目的の範囲でお客さまの情報を利用することに同意するものとします。

<利用目的>

- ①エネルギー供給設備・消費機器（厨房、給湯、空調等）の保安業務
- ②エネルギーの安定供給およびその普及拡大
- ③エネルギー供給設備工事
- ④緊急事態時等の、エネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- ⑤リフォーム事業、エネルギー消費機器・警報器等の機器・住宅設備の販売・設置・修理・点検、アフターサービス（各リース・レンタル等を含む）の提供
- ⑥その他、当社、当社グループまたは提携会社の取り扱い関連商品またはサービス（衣料・寝具・健康食品、家電製品、飲料水、損害保険、光回線サービス、動画配信サービス、収納サービス、投資運用サービス、日用食品・日用雑貨などのネット通販サービス、その他お客さまの生活に関わる各種サービス）に関するお知らせ

⑦上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、アンケート等の各種調査・モニター・データ等

⑧営業員の営業活動の品質向上およびお客さまのお申し出内容の確認のため

⑨その他上記①から⑧に付随する業務の実施

当社は、本重要事項に定めのないお客さまの情報の取り扱いについては、当社のホームページに掲載する「個人情報保護方針 (<https://www.nichigas.co.jp/privacy/>) 」に則ります。

以上